

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
3月27日
(火曜日)

目次

- 規則 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)……………一
- 告示 保安林の指定(森林整備課)……………二
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(一一件)(砂防課)……………三
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………六
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(一〇件)(砂防課)……………七
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………一〇
- 公告 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課)……………一
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課)……………二
- 県営菊川中地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………三
- 教委告示 山口県指定天然記念物の管理団体の指定……………三
- 人委規則 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 選管告示 直接請求に必要な有権者の数……………四



職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

山口県規則第二十五号

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則
職員は、勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる」を削り、同条各号を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十六号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

別表第八の1の(3)の表の14の項中「検出されないこと。」を「水銀として〇・〇〇〇四ミリグラム」に改め、同表の備考中5を削り、6を5とする。

別表第十四の(2)の表の15の項の下欄を次のように改める。

捕集管により金アマルガムとして試料を採取し、加熱気
化冷原子吸光分析法で定量する方法による。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第三十五条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐下字鷹ノ巣一三〇六の第三六から一三〇六の第四七まで
阿武郡阿武町大字木与字木与谷三から六まで、六の一、七、八の一から八の三まで、一〇一八二の四、一〇一八二の五、一〇二二五、字古道五〇一、一〇一三一の七、一〇一三一の八、一〇一三一の一〇から一〇一三一の二二まで、一〇一三一の一六、一〇一三一の三〇、字大河内一〇一三一、一〇一三二の一、一〇一三五、一〇一三七の一、字才熊一〇一三一の二、一〇一三二の一七から一〇一三一の一九まで、一〇一三二の二二、字木与谷日平一〇一七八の一、一〇一七八の二、一〇一七八の四、一〇一七八の五、一〇一七八の八、一〇一七八の一〇、一〇一七八の一、字木与谷道下一〇一八二の一、一〇一八二の二、一〇一八四の一から一〇一八四の四まで、字下川平一〇一八六の一、一〇一八六の三、一〇一八六の五、字上ノ川平一〇一八七の二、一〇一八七の四、字大上川平一〇一八八の一、一〇一八八の二、大字宇田字焼ヶ埕一〇九四、一〇〇九六、字澄村一四〇九、一一四一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関

係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下松市大字来卷字柿木迫一五八の二、一五八の五から一五八の七まで、字カツラ浴四一七の一、四一七の五、字トチノ木四一八の二、字小森六二八の一、字水上六五六の一、大字東豊井字大平二一五の一、字神馬迫三二〇の一、字孕岩三二三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下松市大字東豊井字孕岩三二三の一
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下松市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

柳井市日積字岩竹一四六一から一四六四まで、一四六八の一、一四六九、一〇九〇の四、一〇九〇八から一〇九一〇まで、一〇九一〇の二から一〇九一〇の五まで、一〇九一〇の七、一〇九一〇の八、一〇九一〇の一〇、一〇九一〇の一、一〇九一四、一〇九一六、一〇九一七、一〇九二〇、一〇九三六の一、一〇九三六の二、一四〇〇五、一四〇〇八から一四〇一〇まで、字向垣内一四七〇の一、一四七一、一四八二の一、一四八六、一四九二から一四九四まで、一〇九一九の一、一〇九一九の二、一〇九二四、字横山六七七一、一二九五四、一二九五四の七、一二九五九、字岡田六八〇八、六八一〇、六八一、六八一三の一、六八一四の一、一二九五四の一、一二九五四の六、一二九九六、一二九九九、一三〇〇一、字岡ノ土井七二二六、七二二七、七二二八の一、一三〇〇二の一、一三〇〇二の二、一三一九〇、一三二〇二の

五、一四六九三、一四六九五、字山ノ神七一四八の三、七一五五の一、七一五六、一三二一〇の一、一三二二〇の二、一三二二二の一、一三二二三の一、一三二二四の二、一三二二五、一三二二五の二、一三八四三の一、一四七〇〇、一四七〇一、一四七〇二の一、一四七〇三の一、一四七〇七の一、一四七〇七の二、一四八〇六、字一本木八二五四、八二五六の一、一三六〇五の四、字大谷ノ上幸神入ノ谷一二九九の一から一二九九の一まで、一二九九の一三から一二九九の一五まで、一二九九の一七、一二九九の一〇、一二九九の一、一二九九の一五、一二九九の二九、一三二二四の一、字大谷頭大谷ノ下一三二七七の一、一三二七七の二、一三二二三の一、一三二二三の二、一三二二四の三から一三二二四の六まで、一三二二四の九から一三二二四の一まで、字船木一三二〇八の一(次の図に示す部分に限る。)、字大平一三六〇二の二、字三ツ岳一三六〇五の一、一三六〇五の三(次の図に示す部分に限る。)、字山ノ上一四八五六の一、字森ヶ浴一四八五九の一、柳井字豎場岩三三八七の一、三三八七の三、字金ヶ浴三三八八、三三九〇の一、三三九一の一、三三九二、三三九三、三三九五、一〇五九八の八、一〇六〇二、字梅ヶ迫三三九六、三三九七、三三九九の一、三四〇〇の一、一〇六〇一の四から一〇六〇一の四まで、一〇六〇六の一、一〇六〇七、一〇六〇九、字大平三四〇四、三四〇五、一〇六一〇、字牛ノ爪一〇六一二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成

二十七年山口県告示第十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

豊田町西長野(一)(2)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十二年山口県告示第二十五号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

小野(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第百八十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
広瀬(一)(4)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百三十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東須恵(一)(19)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称
有帆(一)(7)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第百十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
小郡下郷(一)(15)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第百二十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり

り解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
亀山町(一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
高佐下(二)(4)、高佐下(二)(5)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
今津町(一)(3)、装束町(一)(3)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東深川(一)(8)、東深川(一)(11)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第三百十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
金峰(一)(5)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百九十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
呼坂(一)(12)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
豊田町西長野(一)(2)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
小野(一)(75)、東須恵(一)(19)、広瀬(一)(4)、広瀬(一)(6)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
亀山町(一)(1)、小郡下郷(一)(15)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
高佐下(二)(4)、高佐下(二)(5)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
今津町(一)(3)、装束町(一)(3)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
東深川(一)(8)、東深川(一)(11)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

一 区域の名称

呼坂(一)(12)、金峰(一)(51)

- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。
- 一 区域の名称
有帆(一)(7)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊田町西長野(一)(2)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災

安全課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第二十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
小野(一)(75)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東須恵(一)(19)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称
有帆(一)(7)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第三百十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
小郡下郷(一)(15)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第百二十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 亀山町(一)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 高佐下(二)(4)、高佐下(二)(5)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 今津町(一)(3)、装束町(一)(3)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第百二十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 東深川(一)(8)、東深川(一)(11)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市

建設課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
金峰(一)(5)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第百三十九十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
呼坂(一)(12)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
豊田町西長野(一)(2)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
小野(一)(75)、東須恵(一)(19)、広瀬(一)(4)、広瀬(一)(6)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称
 亀山町(一)、小郡下郷(一)(15)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 今津町(一)(3)、装束町(一)(3)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 東深川(一)(8)、東深川(一)(11)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市

建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 呼坂(一)(12)、金峰(一)(51)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 有帆(一)(7)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)



(五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年三月二十七日から同年七月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

(五四) 県営菊川中地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営菊川中地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十年三月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営菊川中地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年三月二十八日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県教育委員会告示第四号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四十一条において準用する同条例第九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる山口県指定天然記念物を管理すべき団体として、同表の下欄に掲げる市を指定する。

平成三十年三月二十七日

山口県教育委員会

名 称	指 定 天 然 記 念 物	管 理 団 体
竜王山のハマセンダン	平成三十年山口県教育委員会告示第三号	山陽小野田市



通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「（次項）の下に「及び付則第三項」を加える。

第八条の四第一号中「五万五千元」を「七万円」に改める。

第九条の三第一項中「この条及び第十一条において」を削り、同条第三項中「五万五千元」を「七万円」に改める。

第十条の二第二項中「五万五千元」を「七万円」に改める。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、付則に次の見出し及び二項を加える。

（支給単位期間等の特例）

2 平成三十年四月一日前に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年山口県条例第三十六号）による改正前の職員給与条例第十一条又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年山口県条例第三十七号）による改正前の学校職員給与条例第十三条の規定により支給されている通勤手当であつて、一箇月当たりの運賃等相当額等又は一箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等使用額の合計額が五万五千元を超えるものに係る支給単位期間等（平成三十年三月以前の月から開始し、同年四月以後の月をもつて終わるものに限る。以下「特定支給単位期間等」という。）については、第九条の三第三項、第十条の三第一項第一号及び第十条の四第一項の規定は、適用しない。この場合において、特定支給単位期間等に係る平成三十年四月から最後の月までの期間については、新たな支給単位期間（以下「特例支給単位期間」という。）として取り扱うものとする。

3 前項の場合における特定支給単位期間に係る最初の月から平成三十年三月までの期間及び特例支給単位期間に係る運賃等相当額については、第八条第一項第一号の規定にかかわらず、特定支給単位期間等に係る一箇月当たりの運賃等相当額にそれぞれの期間の月数を乗じて得た額とする。

円	2,500	円	1,800
円	5,100	円	3,400

78キロメートル以上	8,300	5,600	48,000	15,700
	11,500	7,800		
	14,700	10,000		
	17,900	12,200		
	21,100	14,400		
	24,300	16,600		
	27,500	18,800		
	30,700	21,000		
	32,500	23,100		
	34,300	25,200		
	36,100	27,300		
	37,900	29,400		
	39,600	31,500		
41,300	33,600			
43,000	35,700			
44,700	37,800			
46,400	39,900			

別表中をに

78キロメートル以上82キロメートル未満	42,000	15,700
82キロメートル以上86キロメートル未満	44,100	15,700
86キロメートル以上90キロメートル未満	46,200	15,700
90キロメートル以上94キロメートル未満	48,300	15,700
94キロメートル以上98キロメートル未満	50,400	15,700
98キロメートル以上	52,500	15,700

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成三十年三月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

平成三十年三月二十七日印刷
平成三十年三月二十七日印刷

發行所

山口県知事